

○矢萩座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただいております。全ての構成員の方に御出席を賜っております。

それでは、議事に入りたいと存じます。

初めに、議題1「今後のスケジュールについて」でございます。まずは、事務局のほうから御説明をよろしくお願い申し上げます。

○小澤総務課長 承知しました。

それでは、画面共有にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料につきましては、資料1をお願いいたします。

11月12日に、この監査の在り方研究会、あるいはその後のスケジュールにつきましては、一度、見直しをさせていただきました。

ただ、現状、特に年明け以降、従前より新型コロナ対応により、人的資源が厚生労働省全体で厳しい中、さらに、子ども家庭局におきましては、こども家庭庁の設置法あるいは整備法に対する対応というのも非常に負担が大きくなってきています。

こうした中、事業の順番を見直す観点から、大変申し訳ございませんが、こちらのスケジュールにつきましては、再度の見直しをさせていただきたいと思っております。

具体的には、これまでは令和4年3月中に、感染防止マニュアル、業務継続ガイドラインの公表という扱いを予定させていただきました。これは、こちらの調査研究事業のほうでの取りまとめのことを指しておりますが、これにつきましては、取りまとめということで、後ほどの夏頃に向けてのスケジュールと合わせて、事務局のほうで検討させていただきたいと思っております。

その後、夏頃、関係法令の改正、具体的には、1つは児童福祉法施行令の改正と、それから最低基準省令の改正がございます。

なお、最低基準省令の改正につきましては、これは、その後、各都道府県あるいは政令指定都市などにおきまして、条例を改正していただく必要がございます。それによりまして、今回検討してきました感染症防止対策、あるいはBCPに関係する取組みが努力義務化されるということでございますので、条例改正を経る必要がございます。

そして、このペーパー上では、夏頃以降、新たな基準に基づく感染防止対策、監査の実施ということで、ただいまのような条例改正のことも踏まえすと、現時点で、これらの感染防止対策につきましては、夏頃以降ということにさせていただいております。

そして、調査研究事業の概要につきましては、同じように、現状、ガイドライン（案）を提示しているものがございます。ただ、後ほど申し上げますが、本日、御説明させてい

ただきますマニュアル（案）・ガイドライン（案）は、まだ骨子の段階のものでございます。その段階のものを一旦御説明させていただきます。

そして、3月マニュアル・ガイドライン取りまとめと。これらにつきましての扱いについては、その後の関係法令の改正と、あるいはその後の感染防止対策、監査の実施に向けて具体的に検討させていただきたいと思っております。

資料1につきましては、以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様のほうから御質問、御意見等ございませんでしょうか。お願いいたします。

横浜市の玉井構成員、よろしくお願ひいたします。

○玉井構成員 ありがとうございます。

ただいまスケジュールの見直しについて御説明がありましたが、1点確認をさせていただきます。

関係法令等の改正は、令和4年の夏頃になるとのことですが、施行時期は、いつごろを想定されているのでしょうか。

といいますのも、先ほど御説明がありましたように、関係法令の改正を受けて、自治体では条例の改正等が必要になりますので、準備、周知期間がどれくらいあるか気になりました。よろしくお願ひします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

周知期間、大変重要な点だと存じます。事務局としてはいかがでしょうか。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

時期につきましては、現在検討中でございます。これは、今後、改正法令の具体化に伴いまして、その施行時期というのを具体的に検討させていただければと思います。

本日は、そういう意味では、当初の予定の新しい感染症対策あるいは関係法令の改正というのは、今回、時期をずらすということをお報告するという意味合いでございます。

○矢萩座長

このスケジュールの見直しにより、後ろ倒しとなるということですがけれどもよろしいでしょうか。伊藤構成員、お願ひいたします。

○伊藤構成員 それに関連して、例えば、監査の在り方等が変わる場合は、年度途中の施行であっても、次年度から開始という形になるのか、例えば、努力義務として、BCPの作成等が出てきたときに、その辺りも検討中ということでしょうか。お願ひします。

○矢萩座長 事務局よりお願ひいたします。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、これも検討中でございます。当初は、令和4年度の改正に合わせてということで検討しておりましたが、現在、そこを見直すということになりましたので、それにおきまして、今後検討ということで考えております。

ただ、ぜひこういった施行時期について、この研究会でも御意見をいただければ、我々としてもありがたいと思っております。よろしくお願いします。

○矢萩座長 そうですね、今後も意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。そして、それがしっかりと周知されるということが肝要かと思われます。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

島根県、金築構成員、よろしくお願いいたします。

○金築構成員 島根県です。よろしくお願いいたします。

先ほど来御意見が出ていましたけれども、見直しに伴って児童福祉施設には努力義務ということで、一定程度の業務の負荷が生じますので、県としては、条例を改正した後に、一定程度の周知期間が必要だろうと、実際の運用をするに当たっては、そのように考えております。

そういう観点からして、先ほど御意見もあったように、一定の経過措置ということで、3年程度とか経過措置は残るにしろ、年度途中で適用があった場合に、改正前と後で監査の指摘を含めた対応というのは、タイミングによって変わってくるということもございませぬので、できれば、そういった周知期間の必要性も考えれば、令和4年の4月から、夏ぐらいに広報した上で、一定の周知期間を経て令和5年の4月からの施行、適用という形のほうが、現場としてはスムーズかなという感じは、スケジュールを見て思っておりましたので、参考までに。

○矢萩座長 ありがとうございます。

大場構成員、よろしくお願いいたします。

○大場構成員 ありがとうございます。

今、お話があったものと同じことになるかと思うのですが、マニュアルとガイドラインの作成が予定されていますので、そのガイドライン、マニュアルを読み込んで、指導監査の中身も少し変わってくると思うのです。そのための時間を考えると、次年度からの施行という形で、もし、早目にできるところは、それに準じてということで構わないと思うのですが、基本的には次年度からということで、準備等ができたところは、新しいものに沿ってやっても構わないけれども、基本は次年度からという形で周知していただくと、取り組みやすいかなと思います。

以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

金築構成員、大場構成員より関係法令等の改正が夏頃であれば、半年ぐらいの周知期間、準備期間後、令和5年の4月施行という御意見がございましたが、事務局、いかがでしょうか。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

ただいまいただきました意見を踏まえまして、事務局におきまして、今後、施行に向けて具体化させていただきたいと思っております。また、時期につきましては、いただいた意見を踏まえて、今後、厚生労働省内で検討をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題2でございます。「マニュアル・ガイドラインの策定状況について」ということで、事務局のほうから御説明よろしくお願いたします。

○小澤総務課長 よろしくお願いたします。

それでは、資料2を、また画面共有させていただきますので、よろしくお願いたします。

こちらが「感染症対策マニュアル・事業継続ガイドラインの策定状況等について」という資料でございます。

こちらは、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業を受託している事業者において作成された資料でございます。

1 ページ目、次のページに移ります。

こちらは、研究事業の全体像でございます。研究事業におきましては、有識者からなります検討会を置きまして、そのもとで、アンケート調査、ヒアリング調査、マニュアル・ガイドライン作成、教材、研修プログラム作成、それから研修、実習を行います。

なお、この研修の際には、オンラインで研修を開催するとともに、そのオンラインで開催された研修につきましては、動画として撮っておくことで、研修教材とすることにしたと思っております。

これによりまして、当面は、この動画を見ていただくことで、今回検討しておりました感染症対策、あるいはBCPの研修の材料となるということで考えております。

引き続きまして、こちらが今回の検討会の構成員でございます。

座長につきましては、五十嵐国立成育医療研究センター理事長にさせていただきまして、そのもとに、感染症対策あるいは業務継続計画、さらには、児童福祉施設、地方自治体の関係者が構成員となっている状況でございます。

引き続きまして、感染症対策マニュアルの骨子につきまして説明させていただきます。

なお、こちらのマニュアルの骨子につきましては、昨年末時点のものでございます。今後、この骨子を踏まえまして、今後、その内容も変わり得るものということで、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

現在、この骨子の中で検討されている事項としましては、まず、資料としては5ページ目になりますが、全施設共通事項として、感染症についての基礎知識、あるいは基本的な感染対策、それから標準予防策といったものを記載しております。

それから、児童福祉全般ということで、1つは、児童福祉施設の特徴。それから、児童福祉施設全般の感染症対策として、例えば子どもがかかりやすい感染症といったもの。それから、年齢別の感染症対策。それと、障害有無別の感染症対策。あるいは保護者、関係機関との情報提供・連携についても記載をしているところがございます。

次の7ページ目に移ります。

以下は保育施設等、それぞれの施設ごとの対策を記載しております。

なお、現在、こちらの調査研究事業のほうに伺いましたところ、既に、例えば、保育所におけますコロナ対策のように、ある程度一定のQ&Aあるいはマニュアルが出ているものについては、基本的にそちらの記載を優先する形で策定するというので、極力どっちを見ればいいのかということが生じないような形で、現在は策定が進められていると伺っております。

以上の記載が児童養護施設、それから、乳児院ほか、それぞれ続いております。

引き続きまして、飛びます。次は、事業継続ガイドラインの骨子のほうについて御説明させていただきます。

ページといたしましては、16ページをお願いいたします。

16ページ、事業継続ガイドライン等の骨子でございます。

こちらにつきましては、目次で説明いたしますと、まず、BCP、すなわち、Business Continuity Plan の基礎知識、それから、BCP 策定に当たって検討する事項例、それからBCP の種類に応じて検討する事項例、それから、BCP の策定、検証、それと施設別のポイントという形で、それぞれ記載されております。

17ページをお願いいたします。

BCP の基礎知識でございます。BCP の基礎知識としては、想定されるリスク、なお、このリスクにつきましては、感染症のみならず、今回の報告書に記載されている内容を踏まえまして、自然災害も対象とするということで考えております。

目的としては、必要な業務の継続、それから被害を最小限に抑える。

それからBCP の目標、あるいはそのリスクに応じたBCP の基礎知識といったものを、それぞれの想定される災害あるいは事象ごとに記載しているという状況でございます。

それから、5番目で、児童福祉施設に求められる役割というのが記載されております。

その後、飛びます。19ページでございます。

19ページ、BCP 策定に当たって検討する事項例ということで、例えば、1番のところにあります、業務の棚卸と業務優先順位の整理と、あるいは体制構築、こういったものを事前の対策、つまり災害が起きる前の事前の対策として検討すべき事項例として挙げております。

そしてⅢのところ、次のページでは、BCP の種類に応じて検討する事項例ということでタイミング別の対策。

感染症対策につきましては、既に先ほどの感染症マニュアルがございますので、こちらは記載をしておりますが、自然災害（地震）につきましては、それぞれ事前の対策と、それから、発災時の対応、それから、地域貢献としてどういうものがあるか、それらをそれぞれ記載しているところでございます。

3の自然災害（風水害）についても同様でございます。

22ページをお願いいたします。

22ページのところには、まず、BCPの策定と検証について記載しております。

それから、その後に、Vとして施設別のポイントということで、例えば、保育所等あるいは地域型保育事業所、それから児童養護施設、乳児院といった形で、以下、それぞれの施設ごとの検討すべき事項が順次並べられております。

一旦飛ばします。

その後、最後、29ページでございます。

29ページにおきましては、まず、現在、記載が検討されているものとしては、このBCPの事例。それから、3番目で、今回報告書の中でも求めのありました、ひな形、現在、これの検討を進めているという状況でございます。

事業継続ガイドライン、感染症対策マニュアルに関する現状の検討状況の報告は、以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

ただいまの資料2に関しまして、事務局から御説明ございましたけれども、その御説明につきまして、皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

先ほどの説明の中で、既にマニュアルなどがある場合は、そこは混乱しないようにということはおっしゃったので、少し安心したのですが、本当に重ねてのお願いとなりますが、その辺りを精緻に作っていただき、現場が混乱しないように、くれぐれもお願いいたします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

これまでも議論の中で、伊藤構成員から何度かご指摘ございましたけれども、現場が混乱しないようにということで、ぜひお願いしたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。

大場構成員、お願いいたします。

○大場構成員 ありがとうございます。

BCPの関係で、新型コロナウイルス感染症の、先ほど事前の対策の関係で少し触れていただきましたが、実際にクラスターが発生したところが、クラスター発生時には職員が頑張って対応してくれたということがありますが、収束した後、離職者がかなり出たとい

う報告を聞いております。BCP ということを考えてときに、収束後の離職者の対応も併せて触れていただくとありがたいなと、そこも検討していただいて示していただきたいと思えます。

やはり、非常に緊張感が継続している中で、クラスターの発生時、それから、その直後というのは、みんな一生懸命やっけていただけていますが、ある程度、落ち着いた後から、離職者が続出しているということで、その後の職員確保ということが、非常に難しいということと、併せて障害ある施設の方とお話をしたときに、クラスターが発生すると、職員の手が足りないということで、今までと同じ支援ができず利用者の機能が随分落ちていることが確認され、機能回復の関係で、非常に職員の手が、クラスター収束後の対応というような課題が出てきているというお話もありましたので、その辺も含めて、BCP の関係で、この研究会の中で触れていただくとありがたいなと思えます。

以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

事業継続の BCP の範囲、クラスター収束後も含めての記載をということでしたが、ほかの種別の施設からは、いかがでしょうか。

ありがとうございます。島根県、金築構成員、お願いいたします。

○金築構成員 島根県です。よろしくお願いします。

感染症対策マニュアルのほうにつきまして、これは意見というか感想なのですけれども、児童養護施設等の入所施設のところで、この中で、生活の場面別の感染症対策ということで、入所施設での感染症対策というのが、このマニュアルには記載されているところなのですけれども、特に児童養護施設などの平日の日中は、ほぼ学校に行っているということもあって、この学校との連携というか、そういった視点も必要ではないかなと、ちょっと気になった点でございました。前後の連絡、情報共有の仕組みづくりとか、そういった点は、児童入所施設のほうに、特に感染症などを持ち込まないということからしても、対応についての情報共有をしていくというのは、ある程度必要かなと思えました。

BCP の事業継続ガイドラインのところで、これは、なかなか実態として難しい面もあると思うのですけれども、市町村の地域防災との連携というか、こういった児童福祉施設についても、個別支援計画を、原則、市町村は作りながら避難計画等を連携してやっていくということになると思うのですけれども、施設の中だけではなくて、市町村と避難を含めた連携のところの部分で、例えば、事前準備の1つの例示として挙げるとか、そういう市町村の防災計画との連携づけみたいところを、事前準備としてまとめるようなことも、1つ必要かなということ若干気になったところでもございました。

○矢萩座長 ありがとうございます。

いずれも大事な点だと思います。児童養護施設の BCP については、資料 6 の 7、8 ページ辺りになっておりますけれども、特性として、幼児、学童、中高生と幅広い年齢の子ど

もが入所しているということで、恐らく小学校に限らず、幼稚園、中学校、高等学校というところも連携先に入るものと思われます。ありがとうございました。

そして、地域の防災計画との連携ということも BCP のほうで考慮していくという御意見でした。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

骨子案ということですので、今後、ただいまの御意見等も踏まえまして、取りまとめに向けていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題3になりますでしょうか、報告書案につきまして、関係する資料がほかにございませけれども、併せて事務局から御説明をお願い申し上げます。

○小澤総務課長 よろしく願いいたします。

それでは、まず、お手元の資料3をお願いいたします。画面を共有させていただきます。

資料3、まず報告でございます。前回12月23日に研究会を実施した後、地方自治体あるいは関係する団体に、この報告書案につきましては、意見照会をさせていただきました。

資料3は、それについて寄せられた意見を抜粋して記載しているものでございます。

以下、内容を紹介させていただきます。

まず1点目、地方自治体から寄せられた意見として、浜松市から、最低基準省令に関する内容が示されましたが、幼稚園あるいは認定こども園について、それぞれ、文部科学省、内閣府の省令等に基づく指導監査を実施しているということで、他の省令における指導監査も同様の取扱いとなるかとの御指摘がございました。

それから、浜松市子ども家庭部から同じく、厚労省の管轄である保育所と内閣府の管轄である認定こども園が足並みをそろえて対応できるよう連携を取っていただくことを希望するというところでございます。

なお、1点目の次世代育成課の意見については、意見というよりは質問の形ですので、この場で申し上げさせていただきますと、今回の扱いにつきましては、あくまで児童福祉法あるいは最低基準省令で定めている内容にとどまりますが、ただ、現在、内閣府におきましても、昨年末の地方からの提案に対する対応推進計画を受けて、監査の在り方の見直しを進めることになっておりますので、今後、施行に向けまして、よく内閣府とも連携を取っていきたいと考えております。

次に、児童福祉施設関係団体から寄せられた意見を御紹介させていただきます。

まず、1点目、自立援助ホームわだちの家からの意見でございます。

設立間もない事業者には、十分なノウハウの蓄積がない場合があるということで、設置後5年未満の施設においては、書面監査ではなく実地監査をするよう定めていきたいと考えていますという意見でございます。

それから、書面監査において確認すべき事項や、書類等の目安を示すべきとの考えに賛同します、ぜひ将来のオンライン化も見据えた目安なりの検討をお願いしますとの意見が示されております。

全国児童発達支援協議会から、まず、ウェブ会議や監査が明記されていて、確認できる点がよいと感じましたという意見でございます。

それから、書面はデータのまま構わないことを明記してほしいと思いますという意見が寄せられております。

それと、監査につきまして、自治体の担当者とやり取りができる貴重な機会と考えています、書面監査は暫定的なものにしてほしいという意見が寄せられました。

全国保育協議会からは、まず1点目として、今後、様々な感染症対策につきまして、早期の対策が重要視されると思うとした上で、マニュアルの作成には、所管保健所に協力を求める、保護者に対してマニュアルの周知、理解、協力を求める。職員に対して理解、協力を求めるといった意見が寄せられております。

Ⅲ－２のところでございますが、保育所においては、養護と教育が一体となった保育を行うことが重要であるという視点を含めた業務継続計画とすることを記載してほしいという意見がございます。

それからⅣ－２の部分についてでございますが、監査の重要性は十分理解している。その上で、感染流行時監査対応は段階を決めて行っていただきたいということで、例えば、通常実地のもの、それから、書面、それと施設近くに会議室を借りるといった段階的なものという提案をいただきました。

それから、ペーパーレスの監査の際には、書類でなく、データの入ったパソコンを持ち込むやり方もあると思うという御提案をいただいております。

また、前年度の指摘事項がない場合は、簡略化していただきたいということもいただきました。

日本肢体不自由児療護施設連絡協議会からは、御提案された報告書については、感染防止対策及び監査の方向性に対して賛同いたしますという意見をいただいております。

状況により、書面監査ができることは有効であると考えておりますという意見をいただいております。

また、提出書類が増えないことが前提、あるいは通常監査においても時間短縮が図られるよう、書面で確認が取れる部分は省くなどの配慮があると良いとの意見。

それから、独自の取り組みや利用者支援への努力等について評価していただくことも大切という意見をいただいております。

全国児童養護施設協議会からは、感染症対策に係る業務継続計画、訓練、研修の具体的内容については、実施回数等、現場に過度な負担とならないよう検討いただきたいとの意見をいただきました。

引き続きまして、資料4でございます。

資料4につきましては、児童福祉法施行令の一部を改正する政令案のパブリックコメント結果でございます。

資料1で示したように、今回のもともとの計画では、年度内に制度改正と考えておりましたので、児童福祉法の施行令の改正も必要ございましたので、これについて、12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施させていただきました。

これに対しまして、意見が280件寄せられました。その結果を、意見の抜粋ということで、紹介させていただきたいと考えております。

まず、1点目、現地に行くことで分かることがたくさんありますといった意見でございます。

それから、企業主導型や小規模保育などが、基準の規制緩和がされていることから、だからこそ、しっかりとした監査が必要という意見。

原則としての実地検査をやめてしまうことに強く反対するという意見。

次が10分でも実際に見ていただくほうが、異変にも気づきやすいのではないかという意見。

それと、法的根拠は残しておいてほしいと同時に、抑止力になっているかもしれないと思うという意見。

検査員とのやり取りの中では気づきや学びもあるので、負担やお手数はおかけするが歓迎するので来てくださいという意見。

それから、指導監査の結果を、施設名を明らかにして、ホームページなどで公表していただくようにしてほしいと考えるという意見。

それから、しっかりとした情報公開を行ってほしいという意見がございました。

次に、担当の方との質疑応答の中で確認できるポイントもあり、日々は子どもに向かうことに精一杯の我々も、さまざまな観点から園の運営を見直せませうという意見。

それから、実地検査のやり方について、先進的な取り組みをしている自治体の例を収集して、できていない自治体の担当職員の力量の向上を図るべきであるといった意見がございました。

以上、意見の抜粋でございます。現在、いただいた意見につきましては、整理をしているところでございまして、今後、パブリックコメントの結果の公示ということで、これについての考え方は、その結果の公示の段階でお示しをさせていただきたいと考えております。

引き続きまして、資料5、報告書案でございます。

資料5、児童福祉施設の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書でございます。

今回の報告書につきましては、3点修正をさせていただいております。

まず、こちらの部分、前回、大場構成員から、クラスターが児童福祉施設で発生しているということを記載してほしいという意見がございました。これを踏まえまして、1ペー

ジで児童福祉施設においても同一施設内で複数名の感染が確認されたケースが発生しているという形で修正案とさせていただきます。

なお、こちらの感染症の数につきましては、今後、公表されます直近の数字に置き替えることを考えております。

続きまして、修正している部分について説明させていただきます。

監査の部分に行きますので、ページとしては4ページとなります。

書面監査の方法の見直しについての文でございますが、この部分「例えば」ということになっておりました部分については、前回、木村構成員から、この①と②の関係が不明確であるといった御指摘がございましたので、今回、その文章を明らかにする観点から当然、これ以外の場合もありますので、①、②「等のいずれかの場合」という形にすることによりまして、①及び②ではなく、①または②という関係を明らかにするよう形にさせていただきます。

それから、設置後一定年限の施設であること、こちらにつきましては、前回、事務局から、この点については、今後、事務局において検討させていただきたいということで申し上げます。それを受けて、今回、「〇年以降」という形で修正案とさせていただきます。

修正点は、以上でございます。

○矢萩座長 御説明ありがとうございます。

資料がいろいろとございましたけれども、どちらからでも結構ですので、ただいまの御説明につきまして、皆様のほうから御意見、御質問等ございませんでしょうか。

福山構成員、お願いいたします。

○福山構成員 ちょっと疑問に思ったことが幾つかあります。パブリックコメントの結果ということで、280件というたくさんの方の御意見を頂戴しているようなのですが、この中の6番のところで、また、検査員とのやりとりの中ではというところで「また」とついていますけれども、例えば、これは、パブリックコメントを出された方の中で、項目が幾つかあって、それを1件、2件としているのでしょうか、それとも全体の実数が280だったということでしょうか。

あと、ここもこの研究会の課題ではないと思うのですが、第三者評価の袖の下を渡しているというのは、すごい重大なことのよう気がいたします。10番目で、能力の低い行政職員の意味がないという言いわけ、という言葉がありますけれども、こちらの会議では、誰もそのような、意味がないといったことは、誰もおっしゃっておられなかったようなのですが、どこから出てきた言葉なのかなと思いました。

○矢萩座長 ありがとうございます。

それでは、この抜粋の書きぶりにつきまして、まずは、御説明をお願いします。

○小澤総務課長 この抜粋につきましては、まず、280件というのは、直接意見をいただいた方の数で掲載しております。ですので、例えば、同じ方が複数意見を記載している場合でも、それにつきましては、全て1件という形で計算させていただいております。

それから、私ども、まず、事情を教えますと、今回、パブリックコメントが終わったのは22日ということで、急遽まとめましたので、まず、全体を見まして、比較的代表的と思われるものを抽出させていただきました。もちろん、それ以外にもございますが、今回の意見の内容を紹介するに当たって、適当と思われるものを抽出させていただきました。

この意見につきましては、いただいた意見をそのまま記載しておりますので、その内容が、どういう意味をするかということについては、私もそこははかりかねる部分がございます。ただ、こうした意見が実際に寄せられているということを構成員の皆様方にも、本日、お伝えする意義があるかと思ひまして、この点につきましては、座長からの御指示もいただきまして、今回、このような形でお示しさせていただきました。

○矢萩座長 ありがとうございます。

内容記載につきましては、改変を加えずそのままであるということですので、なかなかどう解釈していいか、理解が難しい部分もあるかとは存じます。

第三者評価につきましては、過去の研究会でも先生方に協議していただいたことがございました。第三者評価の趣旨が、指導監査とは異なるということで、取り入れることにはなりません。資料4については、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか、ありがとうございます、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 お世話になります。

意見の中で、現地に行くことの大切さとか、結構書かれているのですけれども、今の制度の中で、例えば、行政が施設の資料を全部見るのではなく、保育だけ少し見るというような施設への立ち入りがどの程度まで可能なのか、今の制度上はどのようになっているのでしょうか。

○矢萩座長 ありがとうございます。

もちろん、この研究会でも実地でなければ分からないことがあるという議論が繰り返され、先生方からも御意見があつて、資料5にも原則実地をなくすというのとは逆に、原則実地であるということで「例外的に書面監査を可能とする」とございました。法令については、事務局からお願いします。

○小澤総務課長 すみません、今、整理しましたので、説明させていただきます。

まず、法令上につきましては、児童福祉法第46条第1項によりまして、都道府県知事は、児童福祉施設の設置者、長に対して必要な事項報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、もしくはその施設に立入り、設備、帳簿書類、その他の物件を検査させることができると規定されております。

ですので、法令上は、資料提出のみならず、立入りにつきましても、権限として認められているという状況でございます。

その上で、今回、児童福祉法施行令におきましては、実地検査については、年に1回するようという形で規定されているところでございます。

ですので、今の伊藤構成員の御質問につきましては、権限としては、当然、必要があれば、先ほどの1年に1回と限らず、必要があると認められれば、立ち入る権限があるというのが現状でございます。

もちろん、それを、いわゆる法令上の権限としていくのか、それとも、いわゆる任意の検査ではなくて、見させてくださいという形で法令上に基づかないでやるか、それは個別の事象に応じて考えられる話ですので、それは、どちらもあり得るということで考えております。

以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

意見でみられるのは、全くなくなってしまうと思われるような感じもあるので、その辺りをきちんと権限もあるということが分かるようになればいいのかなと。

それから、事前通告していったら意味がないのではないかという話も結構聞くので、個人的な意見ですが、もっと気楽に立ち入ることがあってもいいのかなと思います。基本的には、公開できるというか、公開すべき内容なので。嫌な園は嫌と言うかもしれないのですけれども。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

抜き打ち検査のような意味ではなく、どのような実態で行われているのかということが日常的に確認できるような在り方ということですね。

○伊藤構成員 そこは、行政との関係でしょうけれども、ちょっと見に来ましたというように来てもらえたら、こちらも、さっき意見の中にも抑止力という言葉もありましたけれども、抑止力というよりは、常にいろんな人が来るのだというのを意識したら質も少しは違うかなとも思います。ありがとうございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

地域の中の、社会の中の一施設として健全に機能を発揮していただきたいと思っておりますけれども。

報告書案、数か所修正がございましたけれども、いかがでしょうか。そのほかのことも結構です。

島根県、金築構成員、お願いします。

○金築構成員 さっきのパブリックコメントに関連したところの流れでもあったように、原則実地だということところが、ちょっと見えにくくなっている報告書なのかなというところがありますので、例えば、資料5の3ページ、児童福祉施設に対する監査についての1の見直しの必要性についての前段のほうで、当日施設に赴いて監査を実施されていることとされている。それから、いきなりコロナのところには飛んでいるのですけれども、この中で、さっきのパブリックコメントの意見に対する実地でやる効果というか、実地調査の効果はあるものの、コロナの感染とかと、ここで一回実地の評価も少し入れてあげて、それを原則とすべきだみたいなどところを入れると、パブリックコメントの、要は実地に赴くことが原則なのだというところが少し見えるのかなという感じが少ししたところです。これは、技術的なものですが、この中に、今、当日施設に赴いて監査を実施されているところであり、こういった実施することについて、こういう点でも効果は高いものだと。

ただ、一方、コロナという環境の中で、対面ということが厳しい状況がある中での監査の見直しなのだというところを、少し補強してあげれば、さっきのパブリックコメントの御意見のところの誤解の部分は、少し和らぐかなという気が少ししたところでございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

建設的に御提案をいただきましたが、先生方、いかがでしょうか。

ありがとうございます。横浜市、玉井構成員、お願いいたします。

○玉井構成員 ありがとうございます。

書面監査の導入に当たっては、これまでも意見を申し上げてきましたが、改めて意見を述べさせていただきます。

例外のない規則はないと言われるように、原則の適用が困難な場面があるのは事実です。児童福祉法施行令第38条等の規定を定める際に、昨今の新型コロナウイルス感染症のようなケースは想定していなかったのではないかと思います。ここまで感染が拡大すると、実地に赴いての監査は難しいので、例外的な対応は必要だと考えます。

一方、例外を認めてしまうと、例外が常態化して、原則がないがしろにされるということもよく経験するところです。それゆえ、例外を容認する場合の条件を定めて、例外の適用が拡大しないように歯止めをかける必要があると思っております。

①と②の条件を比較した場合に、例外を認める必要性の程度が違うように感じられます。例外はあくまでも特段の事情がある場合に限るものと理解しています。

今後、書面監査の具体的な要件の検討に当たりまして、今、申し上げた点も含めて御検討をいただきたいと思います。

以上です。

○矢萩座長 これまでも御意見を頂戴しておりましたが、ありがとうございました。実地確認項目ということについても横浜市の例を挙げて何度か御意見を頂戴していたかと存じます。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。川口市、木村構成員、お願いいたします。

○木村構成員 ありがとうございます。

今、横浜市さんがおっしゃったように、書面監査の部分で、例外的に書面監査を可能とすることが適当でありと述べられていますけれども、例えば、①のコロナ等の際に認めるというものと、②のほうに、前年度適正な運営が確保されている場合に認めるという2つの場合があると思うのですけれども、そうすると、今までほかの施設ですと、こういう場合、2年に一度が通例になってしまうというような方向に向かっていくのではないのかなという懸念があります。1年に一度が原則でありながら、例外的にということであるのであれば、その辺をはっきり記述したほうがいいのかという気はいたします。

以上でございます。

○矢萩座長 監査の時期・回数について、1年に一度というところをもう少し明確に残しておいたほうがよいという御意見だったと思いますが、よろしいでしょうか。

○木村構成員 1年に1回ではなくて、2年に1回行くということであれば、このままでも構わないと思うのですけれども、1年に1回が原則で、例外的な場合は書面にできるということであれば、その辺が明確になっていけばいいのかと思います。

例えば、政令の改正で、実地だけをとって1年に1回という規定を残すのであれば、明確だとは思いますが、それとの関係が、この辺には表れてきていないかなというところがございます。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

適正であるかどうかを確認する過程が入ってくると、全く2年に一度ということにつながるかどうかという点も関係してくるかと思われませんが、先生方、いかがでしょうか。

何か事務局のほうで御意見はございますか。

○小澤総務課長 今回の児童福祉法施行令の改正案、パブリックコメントにかけたものの案は、実地という文言を外すということで、1年に1回という要件は残しております。ですので、1年に1回という形は残りますので、その方法としてどうかというのを政令上定めるということになります。

ただ、今回、当然、改正すれば、その改正に当たって、こういう形ですという形の技術的助言としての通知は出させていただきますので、その中に、本日いただいた意見、あるいは本日、これまでいただいた意見、それから今後具体的に当たって盛り込むべき事項、そういったものは明らかにさせていただこうと考えております。

○矢萩座長 ありがとうございます。

そこが誤解のないように適正な理解につながるようお願いしたいと思います。

木村構成員には、ここの部分が前回御意見をいただいた部分だったと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○木村構成員 ありがとうございます。

ほかの施設ですと、前年度適正であれば、例外的に書面監査を可能とするというような記述ではなかったものですから、大体の施設が、2年に一度とか、3年に一度という方法で行われるようになっておりますものですから、このように例外的にと入ることによって、書面監査も用意されているけれども、実地をしてほしいというような、ほかの施設との違いが出せるような、そういうものにするべきなのかなと、ちょっと思っております。

2年に一度ということに向かっていくということであれば、例外的にというよりは、前の年が適正であれば、次の年は書面監査でもいいというような内容になっていなければいけないのかなというところでございます。

ありがとうございました。

○矢萩座長 この点につきまして、ほかの先生方、何かございますか。

資料5の4ページ下の段落のところで、「実地でなければ確認が困難なもの」ということで、実地確認項目という文言も入っております。

先ほどの事務局からの御説明では、今回については、2年に一度というものを意図しているとは考えていないという、そちらの方向に進めるようなことは考えていないというお答えだったかと思いますが。

適正であるかどうかということについては、設置後の年限のことも、もう一つ条件として、当研究会が挙げている部分でありますけれども、「設置後一定年限●年以降の施設であること」という表記になっておりますけれども、御意見はございますでしょうか。

それでは、事務局に伺ってもよろしいでしょうか、ここの部分は、今後はどのように記載が、変わっていくことがございますでしょうか。

○小澤総務課長 この一定年限という部分につきましては、今後、他の制度での事例、それから、こうした取扱いをしています自治体の例も伺いながら、実際の年限として適当なものが、どの程度かというのを検討させていただきたいと考えております。

承知しているところでは、以前の経験に基づくものなので、厳密に合っているかどうか分かりませんが、例えば、保険医療機関では、設置後3年は、実地でやるという扱いがあったかと記憶しています。そうしたのもございますので、他の制度あるいは自治体での扱いを参考にしながら決めさせていただきたいと考えております。

○矢萩座長 その上で木村構成員がおっしゃったとおり、ほかの施設との違いが必要と認められれば、同じになるものでもないという理解でよろしいでしょうか。

○小澤総務課長 はい、そういうことになります。そういう理解でございます。

まずは、現在、児童福祉施設につきましては、現状、実地で、1年というのは原則で行われておりますので、当然、そうした扱いがされているということを踏まえて考えるべき事項だと考えております。

○矢萩座長

原則実地というところが、まず、あってということになりますね。ありがとうございました。

関係機関から寄せられた意見、パブリックコメント結果、そして、この報告書案ですけれども、ほかにこのことを伝えておきたいと思われるようなことであったり、御意見など、ございますでしょうか。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 すみません、もし、資料があればいいのですけれども、今、実際問題、大都市などでは、1年に1回実地の監査が行われていないという話を聞くのですけれども、実態としてどうなのでしょう。現状として、2年に1回は必ず行われているのか、それとも下手をしたら3年に1回になってしまっているのか、もし、資料があればとお示しいただきたいのと、もし、しっかり行うのであれば、絶対何があっても2年に1回は最低行うとか、そのように、いい方向にもっていったらと思います。実態としてどうなのかということ、まず、1つお願いします。

○小澤総務課長 ただいまの御質問、実態でございますが、これは恐らく調査できないと思います。と申しますのは、現状法令において実地1年と定めていますので、国から調査したら、それはもうやっていますとしか、多分回答は得られないと考えております。

もちろん、御指摘のような状況があるということは、私どもも聞いているところでございますが、それを何といいますか、例えば全国48都道府県、それから十幾つ政令指定都市、これらに聞いたとしても、恐らく統計的に意味のある回答というのは出てこないと考えております。

○伊藤構成員 分かりました。

○矢萩座長 そうですね、当然そうなることかもしれませんね。

ただ、伊藤構成員がおっしゃるとおり、監査の実効性をしっかり担保していくことが、やはり求められるところかと思えます。御意見ありがとうございました。

ほかにもございませんでしょうか。

そうしますと、大体一とおりに出尽くしたように思われますが、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

何か、これをもう一つ補足しておきたい、ここの部分の議論が足りなかったと思われるところがもしございましたら、お願いしたいと存じますが。

ありがとうございます。

今日の会議では、国に寄せられました社会的反響についても、意見が交わされたところでは、当研究会として議論の足りなかったところ、今お伺いしましたが、御意見は特にないようですので、本日の議論を踏まえて、修正すべき箇所というものを明らかにしておきたいと思えます。

事務局のほうに、お願いしてもよろしいでしょうか。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

それでは、まず、

資料5の報告書案、3ページの部分でございます。先ほどの金築構成員の意見ですが、この1段落目の後に、監査が実施されているところではなく、ありと、この記載は別途検討が要りますが、これこれといった観点でも効果の高いものであるが、コロナという中で厳しい中、実地による調査にも限界がある。原則とすべきと記載したというところが、原則としてあるものの、コロナという厳しい中で、その具体化は、また、座長とも相談させていただきたいと思いますが、その趣旨のことを記載するというところが1点でございます。

それから、もう一点としては、これは、同じような形で、4ページ目の2の(1)のところ、玉井構成員から例外的な扱いというのを明らかにしてほしいということで、この意見を踏まえすと、この書面監査の2行目のところに、定期的な観察について、例外的な扱い、あるいは例外的にというか、こういった形で、書面による監査を導入することが有用と考えられるという記載も入れておいたほうがいかと、感じました。この点については、御確認の際に御意見をお願いいたします。

あと、本日は議題1のところ、施行時期について御意見がございましたので、これにつきましても、本日いただいた御指摘ということで、一定の記述を加えさせていただき、具体的には、恐らくまとめの部分でございますが、今回の監査、それから感染症防止対策、それから業務継続計画に共通する部分でございますので、この部分に施行時期についての記載も加えさせていただくということで考えております。

私ども事務局のほうで修正が必要かと思われる点については、以上でございますが、よろしく申し上げます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

繰り返しになるかもしれませんが、1点目が、実地による効果の部分と、それからコロナという状況の中での監査に関する言及をもう少し丁寧に書き込むということと、それから、例外的であるということがより明確に伝わるように、ただし、先ほど玉井構成員もおっしゃっていましたが、例外が常態化しないようにしていかなければいけないということは、皆様も御賛同いただけるのではないかと思います。3点目は、施行時期ということでしたけれども、よろしいでしょうか。

うなずいていただけたように思いますが、以上のような修正を行うことを前提としまして、今案となっております報告書を取りまとめることとさせていただきたく、以後の報告書案の修正につきましては、座長一任ということで御承認いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ここまで様々に議論を続けてまいりました。ここまでの御議論、心より御礼申し上げます。報告書案の最後にも書かれていますけれども、この部分、「児童福祉全体が安定的に運営され、支援を必要とする子どもに速やかに支援が届くよう」ということを願ひまして、ほかに御発言がないようでしたら、本日は、これにて閉会とさせていただきます。存じます。

皆様、ここまでの御協力、誠にありがとうございました。また、調査研究やヒアリング等、御協力いただきました、この場にいらっしやらない皆様にも御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○小澤総務課長 では、これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○矢萩座長 お忙しい中、ありがとうございました。